

**別表第9(第24条・第28条関係)**

特定工場等及び特定作業工場等において発生する騒音の規制基準

特定施設を設置し、又は特定作業を行う工場又は事業場に係る騒音の規制基準は、当該工場又は事業場の敷地の境界線において、次の表の左欄に掲げる区域の区分ごとに同表の右欄の時間の区分ごとに掲げる値とする。

区域の区分	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時から午後6時まで	午前6時から午前8時まで 午後6時から午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

**備考**

- 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する病院等、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。
- 第1種区域と第3種区域又は第2種区域と第4種区域がその境界線を接している場合における当該境界線から当該第3種区域及び第4種区域内へ30メートル以内の区域における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。
- 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域は、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域についてはそれぞれ騒音規制法第4条第1項の規定により第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域として定められた区域とし、その他の地域についてはそれぞれ次の表のとおりとする。

第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域及び知事がこれに準ずる地域と認めて指定する地域
第2種区域	第1種区域、第3種区域及び第4種区域以外の区域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに知事がこれらに準ずる地域と認めて指定する地域並びに工業港区以外の分区(用途地域内の区域を除く。)
第4種区域	工業地域及び工業専用地域並びに知事がこれらに準ずる地域と認めて指定する地域並びに工業港区(用途地域内の区域を除く。)

**備考**

この表において、用途地域、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められたそれぞれの地域を、分区及び工業港区とは港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定により定められたそれぞれの区域をいう。

- デシベルとは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いることとする。
- 騒音の測定方法は、当分の間、規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする
  - 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
  - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。